

2025年11月21日

新設分割にかかる事前開示書面
(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役 大亀 裕貴

当社は、2025年11月21日付で作成した新設分割計画書に基づき、2026年1月5日を効力発生日として、当社の宅配水事業『クリクラ』に関する権利義務を、新たに設立する株式会社クリクラ愛媛(以下「新設分割設立会社」という。)に承継させる新設分割(以下「本件新設分割」という。)を行うこといたしました。

当社は、新設分割会社として、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の定めに従い、下記のとおり新設分割計画の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

なお、本件新設分割は会社法805条に規定する簡易新設分割となります。

記

1. 新設分割計画の内容

添付「新設分割計画書」のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新設分割設立会社が発行する株式数については、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第4条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会

社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当すべき事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新設分割設立会社の債務(当社

が新設分割により新設分割設立会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項

当社及び新設分割設立会社は、効力発生日以後における債務の履行について問題がない見込みです。

5. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

新設分割計画書

株式会社ダイキアクシス（以下「当会社」という）は、当会社の事業の一部を、新たに設立する株式会社クリクラ愛媛（以下「新会社」という）に承継させるために、会社分割（以下「本件分割」という）を行う。分割計画は以下のとおりである。

1. 承継する事業の範囲

当会社は、宅配水事業『クリクラ』（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を新会社に承継させるため、新設分割を行う。

2. 新会社の定款記載事項

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「新会社の定款」記載のとおりとし、本店の所在場所は次のとおりとする。

本店所在場所 〒790-0831 愛媛県松山市山田町乙225-9

3. 新会社が分割に際し発行する株式の種類、数並びに株式の割当てに関する事項

新会社は、本件分割に際し普通株式1000株を発行し、その全部を当会社に割り当てる。

4. 新会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新会社の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、分割期日前日における当会社の資産及び負債の状態等により、取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

資本金	金100万円
資本準備金	金0円

5. 新会社が当会社から承継する債権債務、雇用契約その他の権利義務

新会社は、後記6に規定される分割期日をもって、当会社から、別紙2「承継権利義務明細」記載のとおり権利義務を承継する。

6. 分割期日

本件分割の分割期日は、令和8年1月5日とする。ただし、当会社は、分割手続進行上の必要性その他の事由により、取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

7. 新会社の取締役及び代表取締役の氏名

新会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時代表取締役 長尾繁利

8. 条件の変更

本計画書の承認後、分割期日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業及び本事業に属する財産に重大な変動が生じたときは、当会社は、本計画書を変更し又は本件分割を中止することができる。

9. 競業避止義務

当会社は、競業避止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本事業と同一の事業を行うことができる。

10. 規定外事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当会社がこれを決定することができる。

以上

令和7年11月21日

〒791-8022 愛媛県松山市美沢1-9-1

株式会社ダイキアクシス

代表取締役社長 大亀 裕貴

株式会社クリクラ愛媛定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社クリクラ愛媛と称する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 清涼飲料水の製造および販売。
- (2) 医薬品、医薬部外品、健康食品、健康飲料、健康器具の製造及び販売。
- (3) 嗜好品、香辛料、酒類の輸出入および製造販売ならびに食料品の輸出入および販売。
- (4) フードサービスの提供。
- (5) 電気製品、日用雑貨、室内装飾品等のレンタルおよび販売。
- (6) 建物の保全清掃業。
- (7) 介護用品および福祉用具のレンタル、販売。
- (8) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業その他高齢者支援事業。
- (9) 損害保険の代理業務および生命保険の募集に関する業務。
- (10) 古物の売買。
- (11) 発電、売電および電力の小売りに関する業務
- (12) 企業コンサルティングおよび経営指導。
- (13) 水素水、水素吸引器、水素水生成器、水素発生器の販売。
- (14) 消毒剤、除菌剤、消臭剤の販売。
- (15) 倉庫業。
- (16) 貨物自動車運送業。
- (17) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介及び斡旋。
- (18) 上記各号に附帯又は関連する一切の事業。

第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を愛媛県松山市山田町乙225-9に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

第6条 (株券の不発行)

当会社は、その株式に係る株券を発行しない。

第7条 (株式の譲渡制限)

当会社の発行する株式の譲渡による取得については、当会社の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。

第8条 (相続人等に対する売渡請求)

当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第9条 (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

当会社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

第10条 (質権の登録及び信託財産の表示の請求)

当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

第11条 (手数料)

前2条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条 (基準日)

会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第13条 (株主の氏名等の届出)

当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2. 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

第14条 (招集時期)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第15条 (招集権者)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

第16条 (招集通知)

株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第17条 (株主総会の議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

第18条 (株主総会の決議)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第19条（決議及び報告の省略）

- 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

第20条（議事録）

株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

第21条（取締役の員数）

当会社の取締役は、1名以上とする。

第22条（取締役の資格）

取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

第23条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第24条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第25条（代表取締役及び社長）

当会社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、株主総会の決議により定める。当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。

2. 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3. 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

第27条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第28条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第29条（配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

第30条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和8年3月31日までとする。

第31条（設立時取締役等）

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 長尾 繁利

設立時代表取締役 長尾 繁利

第32条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社ダイキアクシスの宅配水事業『クリクラ』に関して有する権利義務を分割して当会社を設立するにつき、新設分割計画の一部として、この定款を作成する。

令和7年11月21日

〒791-8022 愛媛県松山市美沢1-9-1

株式会社ダイキアクシス

代表取締役社長 大亀 裕貴

承継権利義務明細

新会社は、分割期日において、本件事業に属する次に記載する当会社の資産、負債及び契約上の地位並びにこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

なお、承継する資産及び負債については、令和 7 年 12 月 31 日現在の当会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 承継する資産

① 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、未収入金、その他本件営業に関連する債権

② 有形固定資産

本件事業に属する土地、建物、備品等の有形固定資産

③ 無形固定資産

本件事業に属する顧客情報、商標使用権、ソフトウェア等の無形固定資産

④ 投資その他の資産

本件事業に属する投資有価証券等の投資その他の資産

(2) 承継する負債

① 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、その他本件営業に関連する債務

② 固定負債

本件事業に属するリース負債、その他本件営業に関連する債務

(3) 承継する契約関係

本件事業に関して当会社が締結した売買契約、賃貸借契約、秘密保持契約、その他本件事業に関する契約並びにこれら契約に付随する権利義務

(4) 労務契約上の権利義務

新会社は、本件事業に従事する当社の従業員と当社との間の雇用契約を承継しないものとし、当社は、本件分割の分割期日において、新会社が必要とする従業員を新会社に出向させるものとする。なお、その際の出向に関する条件は、当社及び新会社が協議の上、別途定める。